

# ●お知らせ

# 特別定額 給付金

申請書は世帯主あてに5月中旬頃郵送します。返信用封筒にてご返送ください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、全国民に対して特別定額給付金の給付を行います。

給付  
対象者

- 基準日（令和2年4月27日）**に住民登録されている方  
※町の外国人登録原票に登録されている方を含む  
※申請書は世帯主あてに送付します。

給付額

- 1人につき100,000円**

申請  
方法

- 特別定額給付金申請書**に記入・押印し提出してください。  
※記入例を参考にしてください。  
※申請内容や確認書類の不備がある場合、受付が保留となります。

- 申請先：河津町役場 企画調整課**

- 申請受付：郵送申請またはオンライン申請**

※窓口申請（原則郵送申請をお願いします。）

- 特設受付窓口：ボランティア団体室**

※郵送申請の場合、付属の返信用封筒で返送してください（切手不要）

申請  
期間

- 令和2年5月18日(月)～令和2年8月17日(月)（3ヵ月間）**  
（受付時間9：00～16：00（平日のみ））

※郵送申請の場合8月17日(月)消印有効

受取  
方法

- 指定された口座への振り込み**（原則、口座振り込み）

※やむを得ない理由がある場合のみ、窓口での受け取りも可能です。  
（即日給付金を受け取ることはできません。）

※給付金の振込には2～3週間かかる場合があります。また、窓口での受取の場合はさらに時間がかかりますのでご了承ください。

**【注意点】新型コロナウイルスによる外出自粛をお願いするなか、感染防止のため、郵送での申請をお願いします。**

お問い合わせ ●申請方法に関するお問い合わせ

平日8：15～17：00（土日・祝日はご遠慮ください。）

河津町役場企画調整課 ☎ 0558 (34) 1924

## やむを得ず窓口で申請される方

※申請と受給が出来るのは原則「世帯主」です。  
世帯分の金額を原則世帯主の口座に振り込みます。

### 申請に必要な物

#### 申請者本人が届け出る場合

- ①申請書
- ②印鑑（シャチハタ不可）
- ③身分証明できるもの（運転免許証、保険証等）
- ④振込口座の通帳

#### 代理人が申請する場合

- ① 申請書
  - ② 代理人及び世帯主の印鑑（シャチハタ不可）
  - ③ 代理人の身分証明できるもの（運転免許証、保険証等）
  - ④ 振込口座の通帳
- 【世帯主（申請者）の口座の場合】  
申請者の振込口座の通帳
- 【代理人（申請者）の口座の場合】  
代理人の振込口座の通帳

**【注意】申請書は A4 判圧着型封筒で郵送します。**  
(返信用封筒は付属されています。)

新型コロナウイルスによる外出自粛をお願いするなか、  
感染防止のため、郵送での申請をお願いします。